

鷓川・沙流川減災対策協議会規約 (案)

鵜川・沙流川減災対策協議会規約（案）

(設置)
第 1 条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「鵜川・沙流川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)
第 2 条 この協議会は過去の出水等の教訓を踏まえ、第3条の対象河川の国管理区間及び北海道管理区間における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害への備えや土砂災害の対応について、河川管理者、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、洪水氾濫などによる被害を軽減するためのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築に加え被災時には、各関係機関が連携し災害復旧に取り組むことを目的とする。

(協議会の対象河川)
第 3 条 この協議会は、鵜川水系、沙流川水系、入鹿別川水系、厚真川水系、日高門別川水系、波恵川水系、慶能舞川水系、厚別川水系における河川を対象とする。

(事業)
第 4 条 この協議会は次の事業を行う。

1. 洪水の浸水想定区域等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災及び災害復旧に係る取組状況等について共有する。
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
3. 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(組織)
第 5 条 協議会は別表－1に掲げる関係機関をもって組織する。

2. 協議会には委員会、幹事会及び部会をおく。

(役員)
第 6 条 協議会には次の役員をおく。

協議会	会長	1名	委員	若干名
幹事会	幹事長	1名	幹事	若干名
部会	部会長	1名		

(会長)
第 7 条 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。
2. 会長は室蘭開発建設部長をもってあてる。

(委員及び委員会)
第 8 条 委員は関係機関の長及び担当部局長をもってあてる。
2. 委員会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(幹事長)
第 9 条 幹事長は会長の下にあつて幹事会を運営し、会務を処理する。
2. 幹事長は室蘭開発建設部次長（河川道路）をもってあてる。

(幹事及び幹事会)
第 10 条 幹事は別表－2に掲げる関係機関の担当者をもってあてる。
2. 幹事会は必要に応じて幹事長が招集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。し、必要に応じ、ハザードマップの普及、啓発のため各種情報の共有化、連携を行うものとする。
3. 幹事会の事業は委員会に報告し、その承認を受ける。
4. ~~幹事長は委員会の承認を受けたのち、すみやかに部会に通知し、その指導に当たるものとする。~~

~~(部会長)~~
~~第 11 条~~ ~~部会長は部会を運営し、会務を処理する。~~
2. ~~部会長は室蘭開発建設部苫小牧河川事務所長とする。~~
3. ~~部会長が不在となったとき、部会長代行を幹事長が指名する。~~

~~(部会)~~
~~第 12 条~~ ~~部会は別表－2に掲げる関係機関の担当者をもって組織する。~~
2. ~~部会は必要に応じ、部会長が招集し、協議会の目的達成の事業計画の作成及び事業の実施を行う。~~
3. ~~部会は必要に応じ、ハザードマップの普及、啓発のため各種情報の共有化、連携を行うものとする。~~
4. ~~部会長は事業の実施にあたり、計画書を作成し幹事長に報告するものとする。~~
5. ~~部会長は部会の事務運営の経過等について幹事長に報告するものとする。~~

(会議の公開)

- 第 ~~13~~11 条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
2. 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

(協議会資料の公表)

- 第 ~~14~~12 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。
2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第 ~~15~~13 条 協議会の事務局は室蘭開発建設部治水課及び~~苦小牧河川事務所~~におく。
- ~~2. 一部会の事務局は室蘭開発建設部苦小牧河川事務所におく。~~

(雑 則)

- 第 ~~16~~14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事等の手続きその他運営に関し必要な事項については、委員会の決定による。

(附 則)

この規約は昭和57年 8月10日から施行する。

昭和59年 4月10日一部改訂

平成 1年 5月10日一部改訂

平成 9年 4月24日一部改訂

平成13年 4月25日一部改訂

平成16年 4月 1日一部改訂

平成16年 5月21日一部改訂

平成17年 4月25日一部改訂

平成18年 4月27日一部改訂

平成19年 4月26日一部改訂

平成20年 4月30日一部改訂

平成22年 4月26日一部改訂

平成23年 4月28日一部改訂

平成24年 4月26日一部改訂

平成26年 4月25日一部改訂

平成27年 4月30日一部改訂

平成28年 5月31日一部改訂

平成29年 5月31日一部改訂

平成29年 7月21日一部改訂

平成30年 2月16日一部改訂

平成30年 6月 4日一部改訂

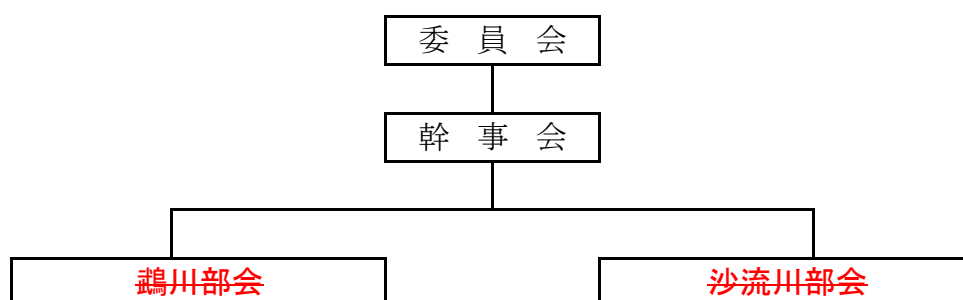
令和元年 7月 2日一部改訂

令和 2年 6月30日一部改訂

別表－1

協議会構成機関名

室蘭開発建設部
室蘭地方気象台
旭川地方気象台
胆振総合振興局
上川総合振興局
日高振興局
むかわ町
厚真町
占冠村
日高町
平取町
北海道警察
北海道旅客鉄道株式会社
北海道電力株式会社



鵜川・沙流川減災対策協議会役員一覧表

関係機関	委員会	【現行】 幹事会	【変更】 幹事会	部 会【廃止】		摘要
				鵜川	沙流川	
室蘭開発建設部	室蘭開発建設部長 (会長)	室蘭開発建設部 次長(河川道路)(幹事長) 公物管理課長 防災対策官 治水課長	室蘭開発建設部 次長(河川道路)(幹事長) 公物管理課長 防災対策官 治水課長 苦小牧河川事務所長 厚真川水系砂防事業所長 二風谷ダム管理所長	苦小牧河川事務所長(部会長)	苦小牧河川事務所長(部会長) 二風谷ダム管理所長	
室蘭地方气象台 旭川地方气象台	室蘭地方气象台長 旭川地方气象台長	室蘭地方气象台 次長 旭川地方气象台 次長	室蘭地方气象台 防災管理官 旭川地方气象台 防災管理官	室蘭地方气象台 防災管理官 旭川地方气象台 防災管理官	室蘭地方气象台 防災管理官	
振興局	胆振総合振興局長 上川総合振興局長 日高振興局長	胆振総合振興局地域創生部長 上川総合振興局地域創生部長 日高振興局地域創生部長 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 用地管理室長 事業室長	胆振総合振興局 地域政策課主幹 上川総合振興局 地域政策課主幹 日高振興局 地域政策課主幹 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課長 治水課長 苦小牧出張所長 門別出張所長 静内総合治水事務所長 上川総合振興局 旭川建設管理部 用地管理室長 事業室長	胆振総合振興局 地域政策課主幹 上川総合振興局 地域政策課主幹 胆振総合振興局 維持管理課長 室蘭建設管理部 維持管理課長 治水課長 門別出張所長	日高振興局 地域政策課主幹 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課長 治水課長 門別出張所長 静内総合治水事務所長	
市 町 村	むかわ町長 厚真町長 占冠村長 日高町長 平取町長	むかわ町副町長 厚真町副町長 占冠村副村長 日高町副町長 平取町副町長	むかわ町 総務企画課長 むかわ町 建設水道課長(本庁) むかわ町 地域経済主幹(徳別) 厚真町 総務課長 占冠村 総務課長 日高町 建設課長 平取町 まちづくり課長 平取町 建設水道課長	むかわ町総務企画課主幹 むかわ町建設水道課長(本庁) むかわ町地域経済課主幹(徳別支所) 厚真町総務課主幹 占冠村総務課主幹	日高町総務課長 日高町建設課長 平取町まちづくり課長 平取町建設水道課長	
北海道警察	警備部長 旭川方面本部警備課長	警察本部警備課長 旭川方面本部警備課長補佐	警察本部警備課長 旭川方面本部警備課長補佐 苦小牧警察署警備課長 富良野警察署警備係長 門別警察署警備係長	警察本部警備課長補佐 旭川方面本部警備課長補佐 苦小牧警察署警備課長 富良野警察署警備係長	警察本部警備課長補佐 門別警察署警備係長	
北海道旅客鉄道株式会社	本社工務部長	室蘭保線所長	室蘭保線所長 鵜川保線管理室 助役	室蘭保線所長 鵜川保線管理室 助役	室蘭保線所長 鵜川保線管理室 助役	
北海道電力株式会社	日高水力センター所長	日高水力センター土木課長	日高水力センター土木課長	日高水力センター土木課長	日高水力センター土木課長	
事務局	室蘭開発建設部 治水課 事務局長(治水課長)		室蘭開発建設部 治水課 事務局長(治水課長) 苦小牧河川事務所	苦小牧河川事務所	苦小牧河川事務所	